

渡名喜村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適応範囲

この方針は、渡名喜村の全組織での物品等の調達に適用する。

3 調達対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者雇用促進法の特例会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（3）在宅就業障害者等

ア在宅就業障害者

イ在宅就業支援団体

4 調達対象品目

本村において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

（1）物品（トイレットペーパー、花苗、その他障害者就労施設等が提供可能な物品）

（2）役務（障害者就労施設等が提供可能な役務）

5 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するために、障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり民生課において、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務提供等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対し優先調達を依頼する。

(2) 各課等においては、業務遂行に当たり発注可能な物品等の検討を行うものとする。

7 調達の方法

障害者就労施設等から物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮し、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等適切な配慮を行う。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針を策定したときは村ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。

(2) 調達実績は会計年度終了後遅滞なく調達の概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表するものとする。

9 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、民生課とする。

10 その他

施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じてこの方針の見直しを行う。

11 実施期間

この方針は、平成27年9月1日から実施する。